高知大学医学部学務委員会規則

平成16年4月1日 規 則 第 209号

最終改正 令和7年3月11日規則第80号

(設置)

第1条 高知大学医学部(以下「医学部」という。)に、医学部学務委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 医学部学生の進級及び卒業の認定に関する事項
 - (2) 医学部学生の休学、復学、退学、転学、留学及び除籍に関する事項
 - (3) 医学部特別聴講学生、外国人留学生、科目等履修生及び研究生に関する事項
 - (4) 医学部学生の賞罰に関する事項
 - (5) 医学部学生の生活指導に関する事項
 - (6) 医学部学生の表彰・懲戒(他の規則等に定める事項を除く。)に関する事項
 - (7) 医学部学生の福利厚生に関する事項
 - (8) 医学部学生の保健管理に関する事項
 - (9) 医学部学生の課外活動に関する事項
 - (10) 医学部課外活動施設及び学生の福利厚生施設に関する事項
 - (11) 医学部学生団体に関する事項
 - (12) 医学部学生の進路及び就職に関する事項
 - (13) 教員の能力開発 (FD) の企画及び実施に関する事項
 - (14) その他医学部学生の教務、学生生活及び就職に関し必要な事項に関する事項 (組織)
- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 医学科長
 - (2) 看護学科長
 - (3) 医学部の基幹教員(医学科)の教授 6人
 - (4) 医学部の基幹教員 (看護学科) の教授 2人
 - (5) 保健管理センター医学部分室長

- (6) 保健管理センター医学部分室の基幹教員
- (7) 医学情報センター長
- (8) 医学教育創造センター長
- (9) 医療人育成支援センター長
- (10) 医学部学生 若干人
- 2 前項第3号、第4号及び第10号に掲げる委員は、学部教授会の議を経て、学部長が委嘱する。
- 3 前条第1項第1号から第6号まで及び第12号の事項並びに個人情報を含む事項を審議 する場合は、第1項第10号に掲げる委員は議事に加わらないものとする。

(任期)

第4条 前条第1項第3号、第4号及び第10号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を 妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間と する。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号から第9号までの委員の互選により 充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集して、議長となる。
- 3 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が前項の職務を代行する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。
- 2 議事は、出席した委員(第3条第3項に規定する場合の第3条第1項第10号の委員を 除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて、委員会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を 聴くことができる。

(部会)

- 第8条 委員会に、必要に応じて、部会を置くことができる。
- 2 部会について必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学部・病院事務部学生課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成17年7月1日から施行する。 附 則

この規則は、平成18年4月4日から施行する。 附 則 (平成19年3月20日規則第109号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月26日規則第127号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日規則第124号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。附 則(平成23年3月31日規則第107号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。 附 則(平成28年3月21日規則第148号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月31日規則第16号)

この規則は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年5月24日規則第14号)

- 1 この規則は、令和5年5月24日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第10号の委員の任期は、第4条の 規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。

附 則(令和7年3月11日規則第80号)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前から医学部学務委員会の委員に委嘱されている者は、この規則によ る改正後の高知大学医学部学務委員会規則により委嘱されたものとみなす。